

# 『御成敗式目』の出版と小槻伊治

久保尾 俊郎

『御成敗式目』の出版との関係について検討を加えてみたい。

## 一

官務小槻伊治は戦国時代の永永四年（一五二四）と享禄二年（一五二九）の二度、『御成敗式目』を出版した人物として知られており、早稲田大学図書館にも享禄版の一本を所蔵する。<sup>(1)</sup>

小槻伊治による『御成敗式目』の出版は、わが国の中世後期に至るまでの佛典以外の国書の刊行としてきわめて珍しいものである、とその意義が評価されている。<sup>(2)</sup> 小論では、変転常なき戦国の世に生き、下向先の山口で不慮の死を遂げた小槻伊治という実務官僚的な貴族と、

『御成敗式目』は貞永元年（二二三三）八月、時の執権北条泰時が評定衆に命じて編集された武家成文法の基本法典であり、小槻伊治の生きた時代においても、各地の戦国大名のいわゆる戦国家法にその影響を与えていた。<sup>(3)</sup> 『式目』<sup>(4)</sup>は武家支配層だけでなく、十五世紀後半の備中国山中の庄園地頭が所持していた<sup>(5)</sup>ことでわかるように、時を経るに従って広く一般に流布した。また、『式

目』には所領・庄園の管理・徴税に関する規定があること等から公家側にも関心を持たれ、室町時代中期以降研究が盛んに行われた。その中心的存在として、博士家清原氏が『式目』解釈に大きな貢献をなした。

これまでの研究で、小槻伊治の出版した『御成敗式目』は二本とも清原氏系統の本(清家本)に属するものとされている。(6)その根拠は、四条で武家本では「賦物」とあるのを清家本は「財物」、十八条で武家本が「忠孝」とするのを清家本が「志孝」とするという清家本の特徴を、小槻伊治出版の大永版、享禄版の二本とも踏襲しているところにある。(7)また、博士家清原氏系統の本であることは、大永版の卷末刊語に

記レ之者姓名、其拙多端不レ違ニ毛舉。然而四位外史清原教隆最爲レ長焉。既登ニ明経科、剩得ニ儒術譽、誰敢差レ肩。

と清原氏一族の清原教隆(8)を『式目』編集者の筆頭の者としており、享禄版の卷末刊語では

此書廼萬代不易之法也、故加ニ清家點一、以重録ニ諸梓

矣。

とまさしく清家の訓点をつけたことが記されていることによっても理解できよう。

小槻伊治が清家本の『御成敗式目』を出版できたのは、博士家清原氏ときわめて密接な関係を有する人物であったことが第一の理由としてあげられる。伊治の小槻家は、祖父長興の頃から清原氏とは縁があり(9)、伊治の場合は当時第一級の学者であり清家の学問の大成者とされている清原宣賢の女を妻としていたと考えられる。(10)また、伊治の姉妹は宣賢の息業賢の妻となり、枝賢(頼賢)を生んでいる。

清原氏

業忠 — 宗賢 — 宣賢 — 業賢 — 枝賢(頼賢)  
小槻氏 — 長興 — 時元 — 伊治 = 女子 — 母小槻時元女

長興 — 時元 — 伊治 = 女子

(11)

このように小槻伊治は系譜的に清原氏と密接な関係で

結ばれており、伊治の『式目』出版の問題も清家の式目学の展開の一環として把握する必要がある。

清原氏は平安中期以降学問の家として知られ、博士家と称せられて外記に任ぜられていた。式目学においても業忠の代に外記家の本があり（清原業忠『貞永式目聞書』、業忠から二代後の宣賢の代になって家本、相伝本（『宣賢式目抄』他）と呼ばれる本を所持するに至っている。清原氏の学問は、室町後期に出た清原宣賢の長年にわたる経学の講義、筆写、校合、加点によって大成された。⑫それが業賢、枝賢と継承されたわけだが、式目学の分野においても宣賢時代（文明七—天文十九—一四七五—一五五〇）に次のような多彩な活動がなされている。

年次	西暦	事項	出典
永正十四—一五七	四月三十日	清原宣賢が『式目』追加法について勘答	『守光公記』
同十七—一五〇	正月九日	清家秘本の点を入れた『式目』が書写される	永正十七年本『式目』

大永四—一五五	十二月	小槻伊治が『式目』を刊行（後、それに宣賢が訓点を入れる）	大永版『式目』（龍門文庫蔵）
同 五—一五六	二月四日	清原業忠の『貞永式目聞書』が書写される	清原業忠『貞永式目聞書』
同 六—一五七	九月二十三日	宣賢が足利義晴に『式目』を講義	『実隆公記』
享祿二—一五九	八月	伊治が清家点を加えて再び『式目』を刊行	享祿版『式目』
天文二—一五三	春	宣賢相伝の『御成敗式目仮名抄』が書写される	『御成敗式目仮名抄』
同 三—一五四	閏一月十八日	宣賢が『宣賢式目抄』を書く	『宣賢式目抄』
同 五—一五六		宣賢が『式目』を講義	『倭朝論鈔』
同 一—一五一	十一月十二日	清原枝賢が清家の秘説をのせ、家点を加えた『式目』を書写	枝賢本『式目』

他に清原宣賢が点じ、息子の業賢が朱点を加え、さらに孫の枝賢が筆を入れたことが奥書からわかる清家本『御成敗式目』も遺っている。⑬

天文二十年は小槻伊治が没した年であり、清原宣賢はその前年に亡くなっている。宣賢より後に生れた伊治の生涯は、宣賢の生存年とほぼ重なっていた。

右に見るごとく、永正十七（一五二〇）—天文二十（一五五二）年の間に清原宣賢と一族及び周辺の人々による『御成敗式目』に関する書写、加點、注釈、講義といった研究活動が盛んに行われていたことがわかる。大永四年と享祿二年の『御成敗式目』の出版は、このような清原氏の式目学の活発な活動がなされている時期に、清原宣賢の女婿になっていたと考えられる小槻伊治によって行われたものなのである。

### 三

小槻伊治は大永四年に『御成敗式目』を出版してから、五年後に再び『御成敗式目』を刊行した。それは現存の大永版、享祿版の刊記から知ることができる。『国書総目録』（補訂版 平成二）によれば、現在大永版一本、享祿版五本の所在が確認されている。（14）

小槻伊治が二度にわたって出版した理由は、享祿版の刊記に「加三清家點二、以重録三諸梓一矣。蓋爲三俾夫愚蒙輩一易レ讀也」とあることでわかる。すなわち本文を読みやすくするために、大永版の無訓本に訓点を加えて重版したのである。

両本<sup>(15)</sup>の基本的性格の相違は、大永版が無訓本、享祿版が付訓本ということであるが、その他書誌的特徴を記すと、

大永版

左右雙辺、無界、八行一六字（二四字）、匡郭内一九・九×

一六・七センチ、版心「式目（丁数）」、総紙数三〇葉

享祿版

左右雙辺、有界、七行一四字、匡郭内二〇・七×一八・〇セ

ンチ、版心「式目（丁数）」、総紙数三三葉

となる。

享祿版の方が大永版より匡郭内が大きく、紙数も多い。本文の字の大きさも享祿版が大きく、一行あたりの字数は少ない。これらのことは享祿版に訓み仮名が付け加え

られたことに主たる原因があると考えられる。

両本の本文の語句を比較すると、巻末の刊語が異なる以外に

大永版		享禄版	
七条	裁許	裁許者	
八条	御下文之輩	御下文輩	
九条	時議	時儀	
一五条	糺繆	訛謬	
三〇条	問注	問註	
起請	糺繆	訛謬	

といった違いが認められ、体、節、権、簡、関等の字体が異なっており、まったく両本の語句が同じであるとはいいがたい。しかし、これらの相違は異本の校合の際しばしば見られることであり<sup>(16)</sup>、このことが大永版と享禄版の本文の類似性を否定することにはならないと思われる。

両本の字の書風はよく似ており、<sup>(17)</sup>版下は同一人物の手になるもの、おそらく小槻伊治その人のものであると

推測される<sup>(18)</sup>。

大永版が出版されてから二年少し後に、伊治の隣人であり、親しくつきあっていた山科言継が、その日記『言継卿記』に、伊治が『御成敗式目』の摺本を言継邸へ持参して言継の伯母の夫にあたる白山長吏法印に与えたこと(大永七年正月三十日条)、また別の機会に「官務來候て、法印の式目をしてんし候」(同年五月二十八日条)と伊治が点を加えたこと<sup>(19)</sup>を記している。これらは、大永四年の無訓本刊行後、付訓本を再版しようと準備していた時期の小槻伊治の行動を記述しているものである。

#### 四

それにしても、小槻伊治が清原氏の縁者であったとはいえ、何故伊治が『御成敗式目』の出版というそれまでに誰も行わなかった事業を遂行したのかという疑問はなお残る。

そこで、次に小槻伊治という人物について更に詳細に検討してみたい。

小槻伊治は官務小槻時元の子として明応五年（一四九六）に生れ、天文二十年（一五五二）八月二十八日、防州山口の大内義隆に庇護されていた時、陶氏の主君への叛乱にまき込まれて横死した（『大内義隆記』）。時に五六歳であった。応仁の乱後に生れ、永禄十一年（一五六八）九月の織田信長入京の十七年前に没するという、まさしく戦国時代に生涯を送った人物である。

小槻氏は平安末期に官務職を世襲するようになり、鎌倉時代に隆職流（壬生家）と広房流（大宮家）の二家に分れた。両家は官務職にともなう権力と経済的得分の独占をめざして、歴代確執があつたが、小槻伊治は大宮官務家の人物であつた。

永正五年（一五〇八）大内義興の支援で周防から前將軍足利義尹（義植）が上京すると、前年暗殺された細川政元の養子高国が足利義尹の將軍復職を助け、自らは管領になつた。

小槻伊治の父時元はこの細川高国に結びつき、壬生家との官務職や渡領をめぐる争いの際には高国に頼つた。

それは伊治の代になつても細川高国が権力を握っている間は変らなかつた。

小槻伊治の位階と官職は山科言継の『歴名土代』によれば次のようになっており、親戚の清原業賢とほぼ同様に昇進している。

年・月・日	年齢	地位
永正九・十二・三	一七	従五位上
同十三・二・九	二一	正五位下
同十八・三・二十八	二六	左大史
同十八・四・二	二六	正五位上
大永二・二	二七	算博士
同六・一・二十五	三一	従四位下
享禄三・七・十七	三五	従四位上
天文三・五・二十二	三九	正四位下（在防州）
同七・一・八	四三	正四位上
同十五・三・十九	五一	尾張権守

この間、父時元が永正十七年（一五二〇）四月十一日に急死した後に二五歳で家督を継ぎ（『実隆公記』）、大永六年（一五二六）七月八日には壬生家の干恒にかわつて官務

職に補せられた（『お湯殿上日記』）。

伊治の時代の官務の仕事といえは、長祿二年（一四五

八）成立の『公武大体略記』に「官長者職の事、小槻氏累代相続也……日本国中神社仏寺の草創縁起及五畿七道の莊園田畠等に付て御尋の時、古今の法令文書を引勘侍て申上る重役也」とあるように、下問をうけて資料にもとづいて答える役目であり、古今の法令や太政官文書に通じていなければならなかつた。

そのため官務家は文庫を作つて文書の収蔵につとめた。壬生家の方は家訓を作成してまで文書の保存管理を図り（小槻晴富『当局遺誠』）、よく現代まで伝えたが<sup>(2)</sup>、伊治の大宮家の方は、祖父長興の時代、応仁文明の乱に際して、土御門大宮邸の文庫は兵火に焼け、戦禍を避けて宇治平等院に移した文書は軍兵によつて悉く紛失させられた。<sup>(22)</sup>

小槻伊治の遺した著作には、『伊治記』（写本 宮内庁書陵部、国立公文書館蔵）や『伊治宿禰等符案』（写本 宮内庁書陵部蔵）等があるが、いずれも内容は、官宣旨作成の

下知の請文と太政官符の案文が書き連ねられたものである。

「古今の法令文書を引勘」するのが仕事でもあつた官務は、当然、武家法とはいひながら中世基本法典の一つである『御成敗式目』の条文にも通じていた。官務小槻晴富は、文明十一年（一四七九）五月、京都の五条でおこつた妻敵討の事件で、室町幕府から『式目』の三四条密懐法の本文の出自や読み方を問われて返答している。<sup>(23)</sup>

小槻伊治の住居は天文十年頃まで禁裏の西側、六町の一画、山科言繼邸の北隣にあり、<sup>(24)</sup>当時の伊治の京都における日常生活は親しく交流していた山科言繼の日記『言繼卿記』を通して知ることができる。

例えば大永七年（一五二七）小槻伊治三二歳の年の生活ぶりを見てみると、前年に就任した官務の仕事として宮廷の除目に出仕（七月十三日条）、言繼から楽目録を借りて書写（四月十八日条）、先述した大永版『御成敗式目』への加点（五月二十八日条）、子供を亡くす（九月八日条）、牛玉圓という薬を調合（十月十二日条）、毛詩を講義する（十二

月六日条)といったことがわかるが、とりわけ一番目につくのは、頻繁に繰り返された多様な寄合への参加ぶりである。ちなみに、二月には父時元以来頼ってきた細川高国が桂川合戦で敗れて近江に逃れ、一旦京都での庇護者を失っており、九月の壬生官務家との和解で、「渡領之内、不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>契約<sub>二</sub>他人<sub>一</sub>事」という一条が約束されて、祖父長興以来別相伝の地と主張してきた官務渡領である近江国滋賀郡光寺領苗鹿庄の田地を沽却できなくなり、<sup>(25)</sup> 経済的にも窮地に陥っていた。

その中で伊治は祇園会のような祭礼(六月十三日条)、紫野見物のような物見遊山(九月二十六日条)や、一度ならずの歌会、連歌会、物書会、蹴鞠、十種香等の寄合に出席し、さらに将棋、碁、朝喰等にも参加している。特に物書会、蹴鞠には度々出かけており、蹴鞠の場合、五月後半の十八日から三十日の間に一回も参加するという頻繁さである。

これらの寄合には、山科言継が記しているように、「四條に物書會之間罷候、甘露寺一品、老父、柳原、予、藏

人將監氏直、同資直卿、伊治也、一盃あり」(八月十三日条)と近所の公家衆が集まることが多かった。しかし、小槻伊治がつきあっていたのは、公家ばかりではなく、禁裏近くの六町の他の住人、すなわち武家、山伏、商工業者といった様々な階層の人々であり、それら町の衆との連帯感を共有しながら伊治は生活していたと考えられる。

<sup>(26)</sup> ところで、小槻伊治の大宮官務家にとつて、大永七年の最大の出来事は、官務職をめぐって南北朝時代以降対立が続いていた壬生家との九月の和解であった。両家の間に立つて仲介した三条西実隆は「千恒・伊治兩宿禰和陸事、以三条書二大概今日治定分也、珍重」(『実隆公記』大永七年九月十二日条)と記している。

この時の和睦状に従って壬生千恒と伊治は以後交互に官務職に就いているが<sup>(27)</sup>、両家が激しく争った最大の理由は、官務渡領の支配をはじめ官務職に伴う経済的得分にあった。

だが、伊治の大宮家の方は前述のごとく和睦状で禁止



されたにもかかわらず、経済的困窮のあまり近江国法光寺領苗鹿庄の田地を沽却し続けたらしい。和陸後二ヶ月を経ない十月二十九日の苗鹿庄についての伊治の書状<sup>28</sup>に「此上者沽却<sup>レ</sup>田地<sup>ニ</sup>事、向後不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>所存<sup>ニ</sup>之旨、堅可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>仰<sup>レ</sup>伝<sup>ニ</sup>之由、可<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>御意<sup>ニ</sup>候」とあり、続けていた田地の沽却ができなくなつたことがわかる。

こうした大宮家の所領に対する態度は壬生家から訴えられるが、その壬生干恒の申状<sup>29</sup>に、「至<sup>ニ</sup>伊治宿禰<sup>ニ</sup>者窮困之余、連年断<sup>ニ</sup>帝都之安住<sup>ニ</sup>、失<sup>ニ</sup>奉公之経営<sup>ニ</sup>候」とあるごとく、小槻伊治は京での定住生活が困難になるに至つた。

そこで伊治が頼つて下向したのは、天文元年七月五日が現存記録では初出の日付として知られる防州山口の大内義隆の下であつた(『言繼卿記』)と考えられる。それ以前伊治は、大永六年から享祿二年にかけて越前の朝倉孝景を頼り(『実隆公記』)、天文元年二月には土岐氏的美濃にも出かけている(『言繼卿記』)が、これ以後は終生大内氏の庇護をうけた。

天文元年七月以降の小槻伊治は、京都と防州山口を往き来する生活の中で、官務の仕事を行い、官位も昇進していった。<sup>(30)</sup>

大内義隆の側近としての小槻伊治の主たる役割は、職掌柄文書作成を含む有職故実の教授にあつた。<sup>(31)</sup>『大内義隆記』によれば、天文十五年から十七年にかけて大内義隆が行つた四書五経の輪読の際には、同道していた清三位業賢とともに義隆等の質問に答えた。また、娘おさいは義隆の正妻万里小路秀房の女貞子に仕えていた上臈であつたが、「義隆ノイツノ間ニオモハレ人トナリ玉ヒ」、天文十四年義尊を生んだ。こうして小槻伊治の生活は安定したかに見えたが、天文二十年八月二十九日、陶晴賢の主君への謀叛の際、「官務殿ハ湯田ナハテニテ陶房州方軍兵ドモガ打殺シケリ」という悲劇的な最期をとげた。

官廷文書を司る官務として、收藏しておくべき文書を失い、保管する文庫も持たず、京都に安住の地を保てなかつた大宮官務家は、伊治の遠国での死によって、以後

その職務を遂行することが不可能となった。(32)

以上小槻伊治の人物像を追ってきたが、伊治の五六年度の生涯の中で、『御成敗式目』を出版したのは二九歳と三四歳という青年期から壮年期に入ろうとする年齢の時であつた。

大永版が出版されたのは、大永七年九月の壬生官務家との和解以前の両家の確執がまだ続いている時期であり、享祿版が刊行されたのは、経済的破綻から京都の定住が不可能になり天文元年七月以降に繰り返されることになり、大内氏を頼つての防州と京都との往来がはじまる前のことであつた。

大永四年十二月と享祿二年八月の二度にわたる『御成敗式目』の出版は、大宮官務家の当主として、京都にとどまりながら家の維持を図ろうとしていた時期の小槻伊治によつて行われた事業であつたのである。

## 五

小槻伊治が官務として『御成敗式目』の内容に通じて

いたことは充分考えられるが、伊治の生涯をたどつても、大永四年出版の『式目』に自ら加点している姿(『言継卿記』大永七年五月二十八日条)以外、出版過程を示す具體的行動はほとんど浮び上つてこないといえよう。しかし、これからの考察で明らかになるであろうように、小槻伊治は確かに書物の出版が可能な環境の中に住んでいたといえる。

清原宣賢から四代後の博士家で、小槻伊治が書写した『伊勢物語』を伝領する等伊治とも縁のあつた舟橋秀賢は(33)、出版活動に活発にかかわつた人物として知られている。彼の『慶長日件録』によれば、木活字、銅活字によるものではあるが京都の圓光寺、要法寺といった寺院で出版が盛んに行われており、秀賢は慶長九年(一六〇四)の叡山版『毛詩』出版に際して自分の所持する本を貸与して比叡山の僧坊での開版に協力している(『慶長日件録』慶長九年三月二十八日条)。その八〇年程前の小槻伊治の出版も、清家本の『御成敗式目』を自ら書写した本を伊治が近隣の寺院の工房に持ち込んで摺られたことも想

像できる。当時の京都の五山寺院の出版活動は、戦乱のせいもあって不活発であったが、明応三年（一四九四）に相国寺の光源和尚が『三体詩』を出版しており、伊治の時代においても京都の寺院における出版は可能であったと思われる。

また、出版費用に関していえば、慢性的な経済的困窮に陥っていた小槻家にとっては、その捻出はむずかしかったはずであるが、享祿二年八月の『御成敗式目』出版に際しては、当時頼っていた越前朝倉氏の財政援助があったことが充分考えられる。<sup>(34)</sup>

ところで、最初に言及しておいたように、小槻伊治は当代随一の学者清原宣賢の縁者であり、博士家清原氏の学問にもっとも近い位置にいた人物の一人であった。伊治の大永版、享祿版の『御成敗式目』の出版も清原氏の式目学の展開の中で把握されるべきものであった。

当時、清原氏の学問が出版という形式をとって流布したのは、下表<sup>(35)</sup>に見られるごとく『御成敗式目』の場合だけではなかったのである。

刊行年月	出版書名	出版関係者
大永四・三 同八	『御成敗式目』 『医書大全』	小槻伊治刊 阿佐井野宗瑞刊・寿桂跋
〔大永年間〕	『三体詩』	阿佐井野宗禎刊
享祿元・十二	『韻鏡』	宗仲刊・清原宣賢跋
同二・八	『御成敗式目』	小槻伊治刊
〔同四〕	『皇年代記』	宗仲刊
天文二	『論語』	阿佐井野氏刊・清原宣賢序

これら大永四年（一五二四）から天文二年（一五三三）の九年間に京畿で出版されたと考えられる七つの書物のうち、『御成敗式目』以外では、享祿元年宗仲刊『韻鏡』と天文二年阿佐井野氏刊『論語』の出版に清原宣賢が関わっており、清原氏の学問の影響をうけているといえる。

<sup>(36)</sup>また、『医書大全』『三体詩』の刊行者阿佐井野宗瑞、同宗禎のうち、宗瑞は泉州堺の人で屋号を野速屋と称し婦人科の医者であった。宗禎も同族といわれている。<sup>(37)</sup>この二人が清原宣賢と関係があったという確証はないが、天文版『論語』の序に宣賢が「泉南有佳士一、厥名日阿

佐井野、一日謂レ予云、……今要下得ニ家本一、以重鏤上レ梓、若何、予云、善」と記すように阿佐井野氏と清原宣賢もつながりがあった。

阿佐井野氏と宗仲は当時繁栄を誇った泉州堺の人であったが、室町時代後期、戦国時代に京畿で書物の出版を行った小槻伊治、阿佐井野氏、宗仲は清原宣賢あるいは博士家清原氏の学問を中心にして一つの文化圏に入っていたといえる。

彼らの人的交流の面でいえば、次のごとくであった。

当代一流の文化人であった三条西実隆は、禁裏近くの、小槻伊治の住居とは東洞院通りを隔てて、ごく近所に居住していたが、その日記『実隆公記』には、先の出版関係者のうち阿佐井野氏以外のすべての人の名が登場してくる。例えば次の記事は、小槻伊治が享禄版『御成敗式目』を出版してから一ヶ月後の享禄二年九月後半二週間のものである。

十六日 宗仲が皇年代記を借用中と実隆が日記に記す

十七日 寿桂から実隆へ消息あり

十九日 小槻伊治、実隆邸へ来る

二十二日 小槻伊治の越前下向を実隆が知る

二十七日 宗仲より実隆へ書状あり

二十八日 清原宣賢、実隆邸へ来る。実隆、宗仲へ前日の

書状の返書を出す

二十九日 寿桂、実隆邸へ来る

小槻伊治は大永七年九月の壬生家と大宮家の和解の際、間に立つてもらったほどの三条西実隆との関係であったが、他の『医書大全』『韻鏡』『皇年代記』『論語』の出版関係者、すなわち建仁寺一華院の寿桂、堺普門院の宗仲、そして清原宣賢（実隆の嫡子公条の師）もこぞって同じ時期に三条西実隆と親しく交流していたことがわかる。一連の出版された書物に共通している性格は、『御成敗式目』が中世基本法の一つとして一般に広く知られ、用いられていたように、当時の人々、とくに知識人にとつていずれも医書、語学書、年代記、儒書として座右に置いておきたい基本的な実用書であったことである。

『御成敗式目』の出版は、当時の国書の刊行としてはめずらしいものとしてその意義が指摘されているが、『医書大全』の場合もわが国最初の医書の出版といわれている。

(38)

以上のことから、大永から天文年間の京畿で、博士家清原氏の学問の到達を背景にして一連の出版を行った人は、基本的実用書に関しては、それまでの書写による方法よりも、出版することによって、より多くの人々に流布することを願うようになっていたと考えられる。(39) そうした気分を共有できる環境の中に小槻伊治も住んでいたのであり、そのことが大永版、享禄版の『御成敗式目』の出版が企図された要因の一つになっていたといえよう。

小槻伊治の大永版『御成敗式目』の刊語には

余因<sub>レ</sub>此書<sub>一</sub>始<sub>レ</sub>鏤<sub>二</sub>千<sub>一</sub>板<sub>一</sub>。庶<sub>レ</sub>幾<sub>二</sub>下<sub>一</sub>上<sub>二</sub>下<sub>一</sub>專<sub>二</sub>祭<sub>一</sub>祀<sub>二</sub>之<sub>一</sub>禮<sub>一</sub>、  
左<sub>レ</sub>右<sub>レ</sub>抱<sub>レ</sub>勸<sub>レ</sub>懲<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>志<sub>一</sub>上<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>偏<sub>一</sub>傍<sub>一</sub>、推<sub>二</sub>點<sub>一</sub>畫<sub>一</sub>、頗<sub>レ</sub>施<sub>二</sub>於<sub>一</sub>  
新<sub>二</sub>學<sub>一</sub>而已<sub>一</sub>

とあり、享禄版の刊語には

抑<sub>レ</sub>郷<sub>二</sub>有<sub>一</sub>先生<sub>一</sub>、村<sub>二</sub>有<sub>一</sub>夫<sub>二</sub>子<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>習<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>、學<sub>二</sub>日<sub>一</sub>新<sub>一</sub>、予<sub>レ</sub>寧<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>

之哉

とある。これには戦国時代の『御成敗式目』が単なる武家法であることをこえて、「理國之紀綱」(大永版)「万代不易之法」(享禄版)と伊治の言葉にあるように万人に通じる普遍的なものになっていたことも読みとれる。同時に、小槻伊治が初めて『御成敗式目』の出版をする際に対象にしたのは、「上下」「左右」「新學」の人々であり、「郷有先生、村有夫子」と彼の生活した公家世界をこえて郷村の人々まで含まれていたことがわかる。

小槻伊治は永正十七年(一五二〇)の父時元の急死にもなつて二五歳で大宮家の跡をついだ。この時既に大宮家には、一方の壬生家が懸命に維持し続けた文書を收藏した官務文庫が失われていた。これは、「古今の法令文書を引勘」(公式大体略記)して職務を果すことができた官務としては、大きな負点であった。そんな中で小槻伊治は、大宮家の当主として壬生家との官務職をめぐる確執を続けていかなければならなかったわけである。

大永四年(一五二四)十二月に、決して楽ではなかった

經濟生活の中で、小槻伊治が初めて『御成敗式目』の出版を遂行した背景には、武家だけではなく当時の広い階層の人々に知られ効力を持っていた法令を出版し、流布させることによって、法令文書を収めた官務文庫を保持しない大宮官務家の存在をアピールする意図があったといえるかもしれない。

### 注

- (1) 請求記号・ワ三一四五三八 洪引き表紙(後補)の右上方に「昌平坂學問所」の黒印を持つ。
- (2) 川瀬一馬『五山版の研究』上巻 昭和四十五 二八七頁
- (3) 植木直一郎『御成敗式目研究』 昭和五 三八五頁
- (4) 以下『御成敗式目』を略称する場合「式目」とする。
- (5) 『東寺百合文書』サ函一一三三号「寛正四年十一月備中国新見庄地頭方政所屋見搜物注文案」に「庭訓往来」「字畫」等とともに「式條本」があったことが記されている。
- (6) 植木直一郎前掲書 四三二頁
- (7) もう一つの清家本の特徴として、六条が「沙汰来」になっているという指摘がある(池内義資『御成敗式目の研究』昭和五十四 一〇一頁)が、大永版、享禄版ともに「沙汰

来」である。

- (8) 清原教隆は清家の庶流であるが、「当家ノ記録ニハ清外記教隆一人ノ編ト云ソ」(清原業忠『貞永式目聞書』)というように、清原氏の式目学では式目編者として尊重された。
- (9) 「長興宿禰記」文明十八年六月二十日条(『新訂増補史籍集覽』 昭和四十二)に、「清三品宗賢卿、同女中子息女来會、時元召具レ之」とある。
- (10) 「壬生家文書」六、古宣命裏文書(『図書寮叢刊』 昭和五十九)の永正五年七月二日条に「彼少納言ムスメハ時元息ト云ナツケト云々」とある。少納言は清原宣賢、時元息は小槻伊治に比定される。時に伊治一三歳。その後二人が結婚したという確証はないが、伊治が清原氏の親戚であることは動かない事実である。
- (11) 『尊卑分脈』、注(10)の「壬生家文書」によって作成
- (12) 和島芳男「清原宣賢とその家学」(『日本歴史』 一八五号 昭和三十八・十)
- (13) 『中世法制史料集』第一卷 昭和三十 三二頁
- (14) 大永版—龍門文庫。享禄版—宮内庁書陵部、早大、東大(二冊)、天理。大永版に関しては、さらに天理図書館蔵本が知られている(池内義資前掲書一一二頁)
- (15) テキストとして、大永版は龍門文庫蔵本の東京大学附属図書館蔵写真版を、享禄版は早稲田大学図書館蔵本を使

用した。なお兩本の書誌解題は、『龍門文庫善本書目』、『舊刊影譜』、『天理図書館稀書目録和漢書之部第三』等でもなされている。

(16) 「校本御成敗式目」(前掲『中世法制史料集』所収)の校異参照。

(17) 川瀬一馬前掲書下巻 一五八・二五九頁の写真版参照。

(18) 川瀬一馬「大永版御成敗式目の発見」(『日本古書通信』昭和十三・十二)

(19) 植木直一郎前掲書四七三頁

(20) 「歴名土代」(『群書類從』卷五百十 昭和四十六)の永正十八年二六歳、天文三年三九歳という説によった。

(21) 小野則秋『日本文庫史研究』(上) 昭和十九 五一四頁

(22) 「長興宿禰記」(前掲) 文明十一年十月十四日条

(23) 「晴富宿禰記」(『図書寮叢刊』 昭和四十九) 文明十一年五月二十八日条。また「長興宿禰記」(前掲) 文明十一年五月二十三日条においてもこの事件に言及する。

(24) 『言継卿記』天文二年十一月二日条に「北隣官務女房方より、可来之由申候」とある。また天文十三年八月一日条に「官務、無宿所之間総持殿に居住」とある。

(25) 「壬生家文書」一、一四号「就兩家和睦永代定置条々」(『図書寮叢刊』昭和五十四)、飯倉晴武「大永七年壬生・大宮兩家和睦状の成立と大宮家の没落」(『中世古文書の世界』平

成三) 参照。

(26) 今谷明『言継卿記』 昭和五十七 二五二頁。また、伊治の父時元は武家松田頼亮が町内に焼討をかけようとした際、六町の「橋辻子」の住人の意を体して未然に防ぐべく奔走した(『実隆公記』 永正三年七月十六日条)

(27) 「就兩家和睦永代定置条々」(注25)

(28) 「壬生家文書」六、一六四七号(『図書寮叢刊』 昭和五十九)

(29) 「壬生家文書」五、一三三二号(『図書寮叢刊』 昭和五十八)

(30) 天文元年七月以降に伊治が西国下向した記録として、同二年二月二十三日、同十四年四月十八日(『言継卿記』)がわかっている。この間官位は従四位上から正四位上になり(『歴名土代』)、官務職には天文六年、同十三・十四年に就いている(注25飯倉論文参照)

(31) 福尾猛市郎『大内義隆』 平成元 五七頁

(32) 伊治の子は『歴名土代』から国雄、惟右の二人が知られる。しかし、元龜三年(一五七二)十二月九日、正親町天皇から大宮家の跡目を壬生朝芳に預ける女房奉書が出された(『壬生家文書』六、一六三〇号『図書寮叢刊』 昭和五十九)

(33) 『慶長日件録』 慶長九年十月二十八日条

(34) 『実隆公記』によれば、享祿元、二年の小槻伊治の京都と越前の往来記録は左記のごとくである。

享祿元・十二・九 越前へ下らんとする

同 二・一・七 越前より上洛し、朝倉孝景の書状

と千疋を三条西実隆にもたらす

同 二・九・二十二 越前へ向う

同 二・二十一・二十七 伊治、朝倉から実隆への黄金供与

の仲介をする

(35) 川瀬一馬 『古活字版の研究』上巻 昭和四十二 第六節 清原・阿佐井野両氏開版の意義』参照。

(36) 『韻鏡』の跋文に宣賢は、「非三敢擴二之天下」、聊備二家訓而於戲、今日家書乃天下書也」と書き、『論語』の序

文に「家本有二損益之失二乎、年代寢遠不レ可レ獲、而測遂撰二累葉の本一、以付与」と記している。

(37) 『日本人名大事典』 昭和五十四 阿佐井野宗瑞、同宗禎

の項

(38) 川瀬一馬前掲 『五山版の研究』上巻 二七七頁

(39) しかし、出版の意義を理解していたとしても、一方で保守すべき家学、累家秘説を持っていた清原宣賢や、能筆で知られ、古今伝授の継承者であった三条西実隆は実際の出版者にはならなかった。宣賢の書物出版に対する一定の理解は『韻鏡』『論語』の刊語にあらわれており、実隆は

『韻鏡』が出版されたのを耳にして、享祿二年四月十二日に「抑韻鏡開版之由聞及候。一覽大切候。餘本候者、一本可レ預二芳志一候」という記事を含んだ書状（堺市史『第四卷 昭和五』）を宗仲に送っている。

（くぼお としろう 特別資料担当）